

衆議院 財務金融委員會 會議録 第十五号

令和二年五月十二日(火曜日) 午前九時三十分開議

出席委員

委員長 田中 良生君
理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君
理事 うえの賢一郎君 理事 津島 淳君
理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君
理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君
理事 石崎 徹君 理事 今枝宗一郎君
理事 勝保 孝明君 理事 門山 宏哲君
理事 小泉 龍司君 理事 高村 正大君
理事 國場幸之助君 理事 鈴木 隼人君
理事 田野瀬太道君 理事 武井 俊輔君
理事 辻 清人君 理事 古川 禎久君
理事 本田 太郎君 理事 牧島かれん君
理事 宮澤 博行君 理事 務台 俊介君
理事 宗清 皇一君 理事 山田 賢司君
理事 山田 美樹君 理事 海江田万里君
理事 川内 博史君 理事 岸本 周平君
理事 櫻井 周君 理事 階 猛君
理事 野田 佳彦君 理事 日吉 雄太君
理事 森田 俊和君 理事 石井 啓一君
理事 清水 忠史君 理事 青山 雅幸君
理事 美延 映夫君

財務大臣 國務大臣 (金融担当) 麻生 太郎君
厚生労働副大臣 橋本 岳君
経済産業副大臣 牧原 秀樹君
財務大臣政務官 井上 貴博君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 大西 証史君
政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 菅家 秀人君

第一類第五号 財務金融委員會會議録第十五号

令和二年五月十二日

政府参考人 (内閣府地方分権改革推進室次長) 菅原 希君
政府参考人 (金融庁監督局長) 栗田 照久君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君
政府参考人 (財務省大臣官房長) 茶谷 栄治君
政府参考人 (財務省主税局長) 矢野 康治君
政府参考人 (財務省理財局長) 可部 哲生君
政府参考人 (財務省理財局長) 田島 淳志君
政府参考人 (国税庁次長) 覺道 崇文君
政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 奈須野 大君
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 黒田 東彦君
政府参考人 (日本銀行総裁) 衛藤 公洋君
政府参考人 (日本銀行理事) 吉岡 伸泰君
政府参考人 (日本銀行理事) 内田 眞一君
政府参考人 (日本銀行理事) 齋藤 育子君

委員の異動
五月十二日 補欠選任
石崎 徹君 務台 俊介君
櫻井 周君 川内 博史君

同日 補欠選任
石崎 徹君 務台 俊介君
櫻井 周君 川内 博史君
同日 補欠選任
石崎 徹君 務台 俊介君
櫻井 周君 川内 博史君

本日、會議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
金融に関する件(通貨及び金融の調節に関する報告書)
財政及び金融に関する件

○田中委員長 これより會議を開きます。
金融に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君、理事衛藤公洋君、理事吉岡伸泰君、理事内田眞一君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁監督局長栗田照久君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官覺道崇文君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 去る令和元年十二月十七日、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づき、国会に提出されました通貨及び金融の調節に関する報告書につきまして、概要の説明を求めます。日本銀行総裁黒田東彦君。
○黒田参考人 日本銀行は、毎年六月と十二月に通貨及び金融の調節に関する報告書を国会に提出しております。本日、最近の経済金融情勢と日本

銀行の金融政策運営について詳しく御説明申し上げる機会をいただき、厚く御礼申し上げます。
まず、最近の経済金融情勢について御説明いたします。

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、急速に落ち込んでいます。各国・地域で、外出・出入国制限などの感染拡大防止策がとられている結果、グローバルに経済活動が大きく制約されています。IMFの最新の世界経済見通しでは、二〇二〇年の世界経済成長率はマイナス三・〇％と、リーマン・ショック時を超える大幅なマイナス成長が予想されています。

我が国の景気も、内外における感染症拡大の影響から厳しさを増しており、先行きも、当面、厳しい状態が続くと見られます。物価も、当面、感染症の拡大や原油価格の下落などの影響を受けて弱含むと見られます。その後、内外で感染症拡大の影響が和らいでいけば、ベントアップ需要の顕在化や挽回生産が予想されることに加え、緩やかな金融環境や政府の経済対策にも支えられて、我が国経済は改善していくと考えられます。物価も、徐々に上昇率を高めていくと見られます。物価の拡大が収束する時期や内外経済に与える影響の大きさによって変わり得るため、不透明感が極めて強く、下振れリスクの方が大きいと考えています。

この間、内外金融資本市場では、二月下旬以降、投資家のリスクセンチメントが悪化し、急速に不安定化しました。各国の政府、中央銀行が迅速かつ積極的な対応をとった結果、金融市場は低下しており、引き続き神経質な状況にあります。また、我が国の金融システムは全体として安

んですけれども、まだまだだということだと思ひますので、また、動画を最近つくるんだという話をしておりまして、あんならのセンスは余り期待できぬなるといつてこの間話をしたところなんでしょう。

いずれにしても、そういった努力をしてはおりますので、少なくとも、効果が出てくればと思っております。

○田中委員長 既に持ち時間が経過しております。御協力をお願いします。

○階委員 わかりました。

これで終わりますが、日銀の特別オペで金融機関が得た資金を貸出しに回すときは金融機関がリスクをとるので、それで、今の状況、なかなか信用リスクを考えると貸しにくいことなんでしょうが、こちらの新たに始まった民間金融機関の方は信用保証協会から一〇〇%保証してもらえないので、そういった信用リスクを考えないで金融機関は貸せるということで、私は非常にこれは有効活用すべきではないかというふうに思っております、ぜひ周知徹底もよろしくお願いします。

以上です。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。本日は、五月一日からオンライン申請が始まりました。持続化給付金について質問をさせていただきます。牧原秀樹経産副大臣にもお越しいただいております。

午前中、参議院の方でも、この持続化給付金、財政金融委員会でも議論になっておりましたけれども、ハイライトといえますか、私、麻生大臣の答弁に非常に注目しまして、フリーランスへの支援についてこういう答弁をされたんですね。フリーランスと聞いて、最初に思いつく由緒正しきフリーランスはテキ屋だ、三密で被害を受けた、祭りになくてはならない最も必要な職業だ、事業内容もしっかりしている、これまでの前例にとらわれたらだめだ、やはり公平に支援すること

が重要だと。

もうすごい委員会室が沸きまして、やはり、現状を捉える視点、それから懐の深さ、これに参議院の委員の皆さんも喝采を送られたんじゃないかなというふうに思います。ちょっと余談ですが、田島国税庁次長の人相にも触れられて、国税庁の柔軟な対応についても非常にユーモラスに語っておられたのが印象に残りました。

それで、きょうはぜひ、牧原副大臣にも最初に確認するんですが、この持続化給付金について、中小企業、フリーランスを含む個人事業者、事業継続をする、この新型コロナウイルスから守っていく、そういう点で、残らず支援していくんだ、こういう姿勢で臨んでおられるかどうか、その決意についてまず確認します。

○牧原副大臣 午前中の例もすっかり見ていただきました。委員には、質問ありがとうございます。

お答えをしますけれども、この持続化給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えをし、そしてまた再起の糧としていただくために創設をした特別の措置でございます。したがって、事業を営んでいるかどうかということと給付の対象とするかどうかの判断基準になっているところでございます。

その上で、これが遅くなってしまうと、その間にだめになってしまうとかいうような事態が起きてしまうかもしれないので、できるだけ早期にお届けをするという観点から、簡易に判断をさせていただき、そしてまた迅速に大量に処理をするようにさせていただきます。こういうことになったわけでございますが、思い、最初の根本的な視点というのは、委員が御指摘のとおり、事業の継続をお支えしたい、こういうことでございます。

○清水委員 持続化給付金は売上げが半減した月があるということが要件になっていると思うんですが、昨年の売上額を確認する書類として、例えば確定申告書別表一など税務申告書類を提出する

ということになっていると思うんです。事業者が提出するこの証拠書類を確定申告の税務書類にすると決めたのは、これは国税庁の提案なんじゃないか。

○田島政府参考人 せっかくのお尋ねでございますが、持続化給付金は中小企業庁所管の事業でございます。まして、当該事業の内容等につきましては、国税庁としては所管外のことでございますので、お答えを差し控させていただきますと存じます。

○清水委員 所管が違うということですので、国税庁が提案したものではないというふうに思うんですが、当然ながら、税務申告書類というのは税務申告のための書類ですよ。そもそも、給付金のための証拠書類になるということを想定して事業者の皆さんは確定申告をしてきたわけではありませんか。

そういう点では、この持続化給付金は中小企業の事業継続を支えるということが目的ですから、例えば、副大臣、この税務書類の記載内容のみをもって、これは受け付けできませんというふうなちよつと機械的な対応、いわゆる受け付けできませんとか審査できませんとか、まあ審査するのはその後の追加書類等であればいいと思うんですが、繰り返しますが、そもそも税務申告書類ですから、これのみをもって受け付けしませんというふうな仕様は定規な対応というのとはとらなうか。

○牧原副大臣 既に七十万件ぐらいの申請が来ております。それを一日も早く、できるだけ早くということではございます。そういうことも考えて、先ほど申し上げたように、一刻も早く多くの事業者の方に給付金をお届けするという観点から、いろいろ検討を重ねた結果、確定申告で事業収入がある、それが半減しているということをもうばつと見てばつと支払いをするということとをさせていたいただいたわけでございます。そういう趣旨から、

確定申告書の第一表に記載された事業収入というものを基準にさせていただいたということでございます。

○清水委員 確定申告書の別表だけを見て、事業収入がばつと見てばつとわかる場合と、そうでないという場合もやはりあると思うんです。その際には、例えば事業者が作成された売上台帳であるとか、あるいは所得税の申告書だとか、前年度の売上げがわかるものを確定申告書類に加えて提出をする。新型コロナウイルスの影響を受けて売上げが減ったかどうかということは、これは事業者の任意で添付するということ、作成するということが許されているわけですから、そうした点も、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。

これは牧原副大臣にもう一つ確認なんですけれども、私もこのフォーラムを見ましたけれども、宣言・同意事項に全てチェックしないとオンラインで進んでいけないんですよ、申請に。その宣言・同意事項というのは、例えば、証拠書類に虚偽はありませんとか、あるいは暴力団関係者ではないか、あるいは不正受給が判明した場合返還しますと誓約しているわけですね。

ですから、事業者のそういう真摯な思いに信頼を寄せて、ぜひ、もちろん迅速にやらなければならぬ、一方で、同時に、やはり対象となる人はしっかりと拾い上げていく、排除していかない。時間はかかるかもしれないですけど、これはやはり、今後しっかりと対応していく、そういう姿勢で臨んでいただきたいのですが、この点、いかがでしょうか。

○牧原副大臣 まさに委員が御指摘になった、いわゆる暴力団じゃないかということを証明していただくということで、本来なら、二百万円とかあるいは百万円という税金由来のお金をお支払いするには相当に慎重な審査が必要ですし、これをもつたために、いろいろな人もやるんじゃないかとかいう不安の声もあつたんですけれども、何しろ一刻も早くということ、その申請をしていただ

いた上ですぐお支払いをしているということでございます。

そういう意味では、そういう申請をさせていただいた方は基本的に信頼を申し上げて、できる限り広くお支払いをしていくという姿勢でございます。

○清水委員 ありがとうございます。

最後に、フリーランスで働く事業者への支援について質問させていただきます。

実例を紹介させていただきます。

これは静岡県で五つのバス会社と委託契約を結ぶバスガイドさんのケースなんです。報酬については委託元が源泉徴収しておりまして、確定申告では給与所得としなさい、このように税務署から指南を受けて、個人事業所得ではなくていわゆる給与所得として申告をしていた。今、御承知のとおり、観光業、新型コロナウイルスの影響を受けて全然ダメですから、仕事がなくなりました。それで、バス会社それぞれとの雇用契約ではありまじせんから、雇用調整助成金の対象にもなりませんし、休業手当もないわけなんです。

この間、牧原副大臣御承知のとおり、フリーランスの方から、雑所得だとか給与所得で申告していればこの持続化給付金の対象とならない、そういう声が上がっている。よく御承知だと思うんですが、梶山経産大臣も、今週中を目途に対応を検討したいというふうに言われているわけなんです。ぜひ、そういう点では、先ほどテキ屋の話もありましたけれども、事業を営んでいるかどうかという、その実態に即してしっかりと柔軟に対応していただくということが大事だということふうに思うんですが、この点について所見を述べていただけますでしょうか。

○牧原副大臣 この事業化給付金につきましては、先ほど来申し上げているように、とにかく一刻も早く事業者の皆様にお届けをし、事業の継続をお支えをするということで、簡易にさせていただいたということがございます。他方で、自分はその中で漏れてしまっているん

だと、今委員が御指摘のようないろいろな御指摘がありまして、そういうようなことがあるということも承知をしているところでございます。

この趣旨に返れば、フリーランスの方も含めて事業継続を支えるということが喫緊の課題であると思っておりますので、昨日梶山大臣からも答弁をさせていただいたとおり、具体的にどのような対応ができるのか、関係省庁とも連携をしながら、今週中を目途に方針をお示ししたい、このように考えております。

○清水委員 今の答弁を聞かれて、フリーランスの皆さん、少し希望が持てたのではないかと思います。申告区分だけでなく、実態に即して持続化給付金の対象としていただくようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延映夫でございます。今日は、麻生大臣に御答弁いただけるといこうとで、若干緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

私の質問時間は十分ですので、早速質問させていただきます。

消費増税、昨年十月に実施されました。それ以前、増税を見送る見送らないの議論が出た際、安倍総理は、リーマン・ショック級の経済危機が起これば見直す可能性について言及をされました。これは政治判断で行うということだと理解しております。

そこで伺いたいのですが、昨年十月に増税を行う際、一部軽減税率を含めた向こう一年間の税収の増加額ほどの程度だと見込まれているのでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

平年度ベースにおける消費税率引上げによる増収額は、国税が三・四兆円程度、地方税が一・二兆円程度、合わせて四・六兆円程度と見込まれておりました。

○美延委員 四・六兆円ということなんですけれども、こういう今のコロナウイルス感染の状況になって、私は麻生大臣にまず伺いたいのは、今の危機はリーマン級の経済危機と認識されておられるのか、それとも、リーマン・ショックほどの経済の落ち込みではないと考えているのか、大臣の御所見を伺わせてください。

○麻生国務大臣 リーマン・ショックというのは金融の話でして、御記憶かと存じますけれども、少なくともマーケットから全くキャッシュがなくなりましてから。一晩金を借りますと、一晩です、一晩の金利が五・六％。銀行間取引ですよ、五・六パー。町のサラ金より始末が悪かったですよ、はつきり言って。五・六ですよ、一晩で。それがリーマンのときの話です。今は金利幾らですか。そんなことは全くありませんから、種類が違わんで、全然。

だから、そういう意味では、私どもとしては、いわゆる金融危機というものは信用収縮というものによって起こった話なんです。えらい勢いでいろいろなものが大変なことになったことは事実ですけれども、今回のコロナの話は、これは全く別の話で、金ではなくて物と人の動きが、まったというところによる影響なものですから、いわゆる経済活動の影響に言え、全然リーマンのとはショックの性質が全く異なるものでありますけれども、極めて厳しい状況にあるものだと思っております。

○美延委員 今大臣が言われたように、極めて厳しい状況である。

大臣は先ほどの答弁で消費税減税は今の時点では考えておられないということをおっしゃっておられました。私どもは、私どもの松井代表、大阪市長の松井代表が、先ほど麻生大臣宛てのツイッターで、こういうことをツイッターで言われております。麻生大臣、まずは消費税減税、それからキャッシュレスポイントの五％の継続、これを経済対策として早急に決めていただきたいということを言われているんですけれども、大臣、御所見いかが

でしょうか。

○麻生国務大臣 その種の話はもういっぱいありますので、それを特に見るということはありません。その種のことで影響を受けるということもありませんし、新聞も余り読まない方なので、努めて読まないようにしていますから、その種の話も努めて読まないようにして、聞かないようにしていますので、だからあわせて野党の話も聞かないんじゃないかとすぐ言いそうな顔がいますけれども、そんなことはない。

信用できる人の話は聞きます。私は、それはもう明らかに、信用できない人、信用できる人、そういうのは人によって違いますので、同じ党だからとか同じ県人だからとか全然関係ない、そんなのは。人によって違いますので、私どもはそう思います。

ただ、現実問題として、今、私どもの場合、避けて通れない最大の問題、これは何と云って少子高齢化ですよ、この国にとって。最大の問題はこれですから、長期的には、そのときに、社会保障の給付というのはどうやってやるんですか。もたらう人はどういふふうでいって、私ども減っていくというこの状況をやっていくときに、今の状況をどうやっていくかというのは、私どもは、中長期的には最大の問題だと思っております。少なくとも全ての世代が安心できるという、そういういた全世代型の社会保障というのを真剣に考えないといかぬことだと思っております。

その中で、最も税負担を全世代型で公平にといえは、これはもう間接税、すなわち、日本の場合は消費税ということになるかと思っております。その消費税を今の段階で引き下げるといようなことを考えてはおりません。

○美延委員 私ほもともと消費税を一〇％に上げるのではなくて八％でとめ置くべきだという考え方でずっとおった人間ですので、消費税を上げて、しかも、安倍総理も、先ほど一番最初に申し上げましたように、リーマン・ショック級のこと